

## 平成 30 年御嵩町議会第 2 回定例会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 6 月 7 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成 30 年 6 月 7 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 報告第 2 号 平成 29 年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
  - 報告第 3 号 平成 29 年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 報告第 4 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 報告第 5 号 平成 29 年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
  - 報告第 6 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
  - 報告第 7 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について
  - 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 7 号））
  - 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例）
  - 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例）
  - 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
  - 議案第 25 号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 議案第 26 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について
  - 議案第 27 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）について
  - 議案第 28 号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 29 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 30 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 31 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 32 号 工事請負契約の一部変更について

議案第 33 号 財産の取得について

議案第 34 号 財産の取得について

議案第 35 号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 議事日程第1号

平成30年6月7日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 5件

(1) 定例監査実施報告書

(2) 随時監査実施報告書

(3) 財政援助団体等監査報告書

(4) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成30年2月分から4月分まで）

(5) 議員派遣報告書

町長報告 6件

報告第2号 平成29年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成29年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成29年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 平成29年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 16件

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第7号））

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を  
改正する条例)

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて (御嵩町指定地域密着型サー  
ビス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条  
例)

議案第 25 号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 26 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算 (第 1 号) について

議案第 27 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算 (第 1 号) について

議案第 28 号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第 29 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す  
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 30 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 31 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 32 号 工事請負契約の一部変更について

議案第 33 号 財産の取得について

議案第 34 号 財産の取得について

議案第 35 号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案の審議及び採決 1 件

議案第 25 号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて

---

#### 出席議員 (12名)

議長 山田儀雄	1 番 奥村雄二	2 番 安藤信治
3 番 伏屋光幸	5 番 高山由行	6 番 山口政治
7 番 安藤雅子	8 番 柳生千明	9 番 加藤保郎
10 番 大沢まり子	11 番 岡本隆子	12 番 谷口鈴男

#### 欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊公夫 副町長 寺本公行

教 育 長	高 木 俊 朗	総 務 部 長	伊左次 一 郎
民 生 部 長	加 藤 暢 彦	建 設 部 長	亀 井 孝 年
企 画 調 整 担 当 参 事	長 屋 史 明	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 田 徹
総 務 防 災 課 長	須 田 和 男	企 画 課 長	小 木 曾 昌 文
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長	山 田 敏 寛	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長	大 鋸 敏 男
税 務 課 長	中 村 治 彦	住 民 環 境 課 長	若 尾 宗 久
保 険 長 寿 課 長	日 比 野 伸 二	農 林 課 長	可 児 英 治
上 下 水 道 課 長	鍵 谷 和 宏	建 設 課 長	筒 井 幹 次
会 計 管 理 者	佐 久 間 英 明	生 涯 学 習 課 長	石 原 昭 治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	各 務 元 規	議 会 事 務 局 書 記	丸 山 浩 史
-------------	---------	------------------	---------

## 開会の宣告

### 議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成30年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、福祉課長 高木雅春君より本日欠席したい旨の申し出がありましたのでお知らせをいたします。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いをいたします。

招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

### 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

まずは、私ごとであります。皆様には大変御心配をおかけし、また町外まで足を運んでいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。無事、式のほうも終了し、やっと日常を取り戻しつつあります。6月定例会、100%の思いで取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、挨拶のほうをさせていただきます。

御嵩町議会第2回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

平成の元号も残り1年を切り、来年の2月定例会では、新たな元号のもと議会が開催されていることとなります。陛下の退位により、日本は大きな時代の区切りを迎えることとなります。町政運営においても、気持ちを引き締め、今後も議会の皆様と議論を重ね、継続、深化、発展させていきたいと思っております。そのような思いでおりましたところ発生したのが日大と関学のアメフトの定期戦での悪質タックル事案であります。指導者のあり方、組織の姿勢、有事の際の対応など、普遍的なスポーツに求められる真理、それとは逆に時代の変化を感じ取らなければなりません。簡単に映像や記録を残せる時代となり、あったことをなかったことにはできない時代、自由に意見の交わせるネット社会の定着など、行政においても組織の中の個人のあり方や役割の認識が重要であることを改めて考えさせられております。

平成における町政運営は、平井儀男氏、柳川喜郎氏、そして私へとバトンを引き継ぎ、その

重責を担ってまいりました。それぞれの場面、局面でこれからの本町の夢や希望、目指すべき姿を描き、課題、難題に直面し、皆様とともに知恵を絞り検討し、熟慮、熟考の上、幾多の決断をしてまいりました。その中で、新庁舎等整備について、新築にすることに加え、木造での建設を決めたことは必然的な流れであったと思っております。それに基づき、議会の皆様においても、現地からの移転、移転先を 21 号バイパスエリアに決定していただいたことは、平成の時代の大きな決断の一つであったと思っております。

第 1 回定例会終了後の 3 月 22 日には、21 号バイパスの候補地エリアの土地所有者の皆様にも事業計画について説明をさせていただきました。おおむね御理解をいただけたと認識しております。また、先月開催しました行政懇談会では、質問やアンケートの結果からも、皆様の一番の関心は新庁舎等整備でありました。そして、新庁舎等に対する思いやイメージなど、想像を膨らませている方もお見えになりました。ぜひ多くの方から御意見をいただける機会を設けたい、多くの方にかかわっていただきたいと考えております。新庁舎等は、決して華美なものではなく、よいものをつくってまいりたいと思っております。皆様の憩いの場となり、まちづくりの拠点として、本町のシンボルとして誇りに思っただけのようなものを目指してまいります。

私が木造での新庁舎建設を表明したことで、各方面から反響をいただいております。去る 3 月 8 日には、東京都江東区の木材会館で開催された設計段階からの技術支援成果報告会へ出席してまいりました。この報告会は、御嵩町が新庁舎の木造化のため、技術支援を受けている一般社団法人木を生かす建築推進協議会が主催したもので、可茂森林組合の河方総務課長とともに、「森林経営信託による地域材を活用した公共建築物の実現」と題し、講演を行いました。当日は、林野庁や市町村といった行政関係者や林業関係者など全国各地から参加者があり、本町の森林経営信託や新庁舎建設に木材を活用する取り組みについて、高い評価をいただくことができました。本町のこれまでの取り組み、また今後のあり方などから、木造との結論を出させていただいたのであって、決して高い評価を得るための結論ではありませんでしたが、注目される、評価されることは決して悪くはないと考えてなっています。

新庁舎の木造化に向け、平成 30 年度は、まず新庁舎に使用する木材の品質調査を行います。新庁舎の建設に当たっては、できる限り御嵩町産の木材を使用したいと考えているため、町有林の木材の品質をあらかじめ検査することにより、今後の木材調達の計画を前進させることができます。検査は、木材が公共建築物に使用が可能かどうかを確認するため、J A S（日本農林規格）に適合しているかどうかを試験するもので、規格で決める項目として、木材の変形しやすさをあらわすヤング係数などを測定いたします。環境モデル都市として、木材の地産地消を行うことで、新庁舎の木造化のモデルケースとなることを目指してまいります。



新庁舎と同じ 21 号バイパスエリアへの移転、新築を計画しております中保育園につきましては、平成 20 年に民営化した御嵩保育園の成功事例や本町の財政的な視点から民営化することとし、運営事業者が園舎を建設する民設民営を想定しております。また、中児童館につきましては、本町が児童館を建設し、中保育園の運営事業者に運営をしてもらう公設民営を想定しております。新たな庁舎の開庁は、平成 35 年 4 月を目指しておりますが、保育園、児童館につきましては、保護者の皆様に少しでも早く新しい園舎、児童館で安心して通園、御利用いただくため、新庁舎より早く、平成 34 年 4 月の開園、開館を目指しております。

民営化につきましては、新たな保育園の運営事業者と、園児や保護者の皆様との融和を事前に図っていただくために、現在の中保育園に指定管理者制度を導入し、民営化を前倒しさせていただくことにいたしました。中保育園を指定管理者において管理を行うことになりましたも、保育の質は確保してまいります。御嵩保育園も本町の保育方針に従っていただきながら、民間事業者としてのよさを発揮していただいておりますので、指定管理後の中保育園も同様に運営していただけるよう連携を進めてまいります。

なお、本定例会に指定管理者制度を導入するため、御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を上程しておりますので、よろしくお願いいたします。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業が始まって、本年度で 2 年目を迎えました。第 1 期の西田地内での充填工事は、地元の皆様の御理解と御協力により順調に進んでおり、道路との一体施工実証試験の結果を踏まえ、第 2 期、第 3 期、第 4 期の充填工事を早急に発注できるよう、国・県にお願いしているところであります。並行して、事前に空洞を探查する何かよい方法はないか、実証試験を行っているところですが、なかなかはっきりした結果が出ないというのが実情であります。また、流動化処理工法においても、現在、あゆみ館で充填工事を実施しておりますが、充填剤を運んでくるほうがいいのか、現地プラントで製造したほうがいいのか比較検討し、現地プラントで行うよう進めているところであります。この事業では、平成 32 年度までに与えられた予算をきっちり消化できるよう、できる限り前倒しして工事を行っていきたくて考えておりますので、引き続き、御理解、御協力をお願いいたします。

文部科学省の新たな事業である学校安全総合支援事業は、第 2 次学校安全の推進に関する計画に基づく事業で、都道府県等の教育委員会がモデル地域を選定し、当該教育委員会が中心となって、公立・私立を問わず、地域内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校を対象に、発達段階に応じた生活安全、交通安全、災害安全など学校安全の推進体制を構築し、これらの成果をもとに都道府県内のほかの地域に普及することにより、広域的な学校安全体制の構築を図ることを目的とするものです。

県におきましても、この事業推進のため、モデル地域選定に当たって、各市町村に対し事業



提案も含め募集がありました。本町では、上之郷小学校が 24 年度から 2 年間、県の防災教育指定校として指定されて以降も、引き続き防災教育に力を入れており、防災学習を目的とした防災キャンプを 4 年前より実施しております。これを御嵩小学校、伏見小学校の児童に対しても参加を呼びかけることや、昨年、東濃高校生を対象に実施した高校生向け防災アカデミー事業を、本年度は本町から可茂管内の高校に通う生徒がいる高校も対象として広く募集するなど、既に実施している事業を拡大することを提案いたしました。

これらに加え、幼稚園に対しては、地震体験やバケツリレー競争など、遊び要素を取り入れた防災教室の開催を、中学校に対しては、岐阜大学や岐阜県防災広域センターへ出向き、有識者による災害特性に関する講義や避難所運営方法など、実践的な知識と技術の習得を通して、災害時において自分たちができる役割を学んでいただくという提案をさせていただきました。現在、計画を具体化する関係機関、団体等との調整をしております。本事業実施に当たっては、幼稚園、学校、PTA、防災リーダー会、消防団、大学の有識者等々、多くの機関との連携が不可欠であり、地域全体で学校安全に対する意識を高めるとともに、本町の安心・安全なまちづくり事業の一つにしたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても御理解、御協力をお願いするものであります。

教育委員会では、教育上の諸課題に関する調査・研究や体験学習を通じた実践を行うため、昨年度末に県教育委員会に学校におけるカリキュラム・マネジメント充実事業と「清流の国ぎふ」ふるさと魅力体験事業の 2 つの事業について企画提案したところ、採択されました。学校におけるカリキュラム・マネジメント充実事業は、新学習指導要領で示された社会に開かれた教育課程の実現のために、児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育の実施状況に応じた改善などを通して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ろうとするもので、上之郷中学校を指定モデルとして研究・開発を進めてまいります。

また、「清流の国ぎふ」ふるさと魅力体験事業は、身近にある地域の自然や歴史、文化、産業等について学ぶふるさと教育に取り組み、岐阜県の魅力を新たに発見したり、見識を広げることを通じてふるさと岐阜への誇りと愛着を深め、心豊かでたくましい子供を育む教育を推進するもので、御嵩小学校で事業を計画しております。いずれも、県からの委託金を受ける形で事業を進めるため、本定例会の補正予算に計上させていただきましたので、よろしく願います。

今回、提出いたします議案の平成 30 年度一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入についてですが、商工費補助金や教育関係の委託金など、県支出金を 676 万

6,000 円増額したほか、諸収入では、コミュニティ助成事業助成金 1,700 万円を追加しております。

次に、歳出であります。総務費は、特定空き家解体工事費や地区集会施設整備補助金など 1,746 万 3,000 円、消防費は、学校安全総合支援事業費や消防団・防災リーダー用備品購入費、防災行政無線配信アプリ作成事業費など 697 万 8,000 円、教育費では、学校におけるカリキュラム・マネジメント充実事業費や「清流の国ぎふ」ふるさと魅力体験事業費など 481 万 9,000 円を増額計上しております。補正予算額は、歳入歳出ともに 3,424 万 4,000 円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回、提案いたしますのは、承認案件 5 件、人事案件 1 件、補正予算 2 件、条例関係 5 件、その他の議決案件 3 件、報告案件 6 件、都合 22 件であります。後ほど、担当から詳細について御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

#### 議長（山田儀雄君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

#### 議長（山田儀雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8 番 柳生千明君、9 番 加藤保郎君の 2 名を指名します。

---

#### 会期の決定

#### 議長（山田儀雄君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る 4 月 27 日の議会運営委員会において、本日より 6 月 18 日までの 12 日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より 6 月 18 日までの 12 日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付してあります会期及び審議の予定表の

とおりに行いたいと思いますので、お願いをいたします。

---

## 諸般の報告

### 議長（山田儀雄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告書つづりをごらんください。

定例監査実施報告書、随時監査実施報告書、財政援助団体等監査報告書、例月出納検査の結果について報告、平成30年2月分から4月分まで、議員派遣報告書、以上の5件が議長宛てにありましたので、その写しを配付し、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

町長報告を行います。

報告第2号 平成29年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第3号 平成29年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

### 総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、報告第2号、報告第3号、2件続けて御説明いたします。

まず、報告第2号 平成29年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書について御説明をいたします。

諸般の報告つづりの1ページをお願いいたします。

平成29年度御嵩町一般会計予算で継続費として設定した消防費について、平成29年度年割額のうち、年度内に支出を終わらなかった経費について30年度に繰り越ししましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告させていただきます。

裏面、2ページをお願いいたします。

繰り越した事業は、消防費の亜炭鉱跡防災対策事業で、表の中ほど、29年度継続費予算現額の合計欄3億5,637万9,000円のうち、支出済額及び支出見込額3億2,961万4,520円を差し引いた残額2,676万4,480円を平成30年度の逡次繰越額としております。繰越額の財源は、亜炭鉱跡防災対策事業助成金で、右端、特定財源欄のその他に計上しております。

以上で、平成29年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告とさせていただきます。

続きまして、報告第3号 平成29年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

御説明申し上げます。

諸般の報告書つづりは3ページをお願いします。

平成29年度御嵩町一般会計予算の土木費を平成30年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

4ページをお願いいたします。

今回、繰り越しをした事業は、事業名にありますとおり土木費で、御嵩町都市計画基礎調査解析及び都市計画マスタープラン改訂支援業務680万4,000円の1件のみでございます。

この都市マス会計業務におきましては、新庁舎の移転先が大きな考察要因であり、29年度末において正式に建設場所が決定できなかったことから、翌年度へ繰り越しをさせていただきました。繰越金額につきましては、本年第1回定例会で御承認いただいた繰越明許費繰越限度額と同額であり、繰越財源につきましては、全額一般会計でございます。

なお、第1回定例会の29年度一般会計補正予算（第6号）において、個人番号カード関連事務交付金も繰越明許費として設定させていただきましたが、3月まで予算を執行する中で繰り越しの必要がなくなりましたことを補足させていただきます。

以上で、平成29年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

#### 議長（山田儀雄君）

報告第4号 平成29年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第5号 平成29年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

#### 上下水道課長（鍵谷和宏君）

おはようございます。

それでは、報告第4号 平成29年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

諸般の報告つづりの5ページをお願いいたします。

平成29年度御嵩町下水道特別会計予算の下水道事業費を翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

6ページをお願いいたします。

款01 下水道事業費、項02 下水道施設費の下水道整備事業について、5,100万円を平成30年度へ繰り越しをいたしました。これは、井尻地内で進めている上之郷地区面整備（第2工区）工事におきまして、国道21号での管布設工事において国道占用許可手続に時間を要しているために繰り越しをしたものです。

財源の内訳としましては、既収入特定財源受益者負担金でございますが、255万円、未収入特定財源の国県支出金は社会資本整備総合交付金の1,905万円、地方債は下水道事業債の2,940万円を見込んでおります。

以上で、平成29年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。引き続き7ページをお願いいたします。

報告第5号 平成29年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告をさせていただきます。平成29年度御嵩町水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

8ページをお願いいたします。

今回、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、予算繰り越しをした建設改良事業は、先ほど下水道特別会計予算の繰越計算書で説明しました上之郷地区面整備（第2工区）工事に伴う配水管移設工事で600万円を平成30年度に繰り越ししました。

財源としましては、下水道特別会計からの工事負担金400万円と、損益勘定留保資金200万円を充てることとしております。

以上で、平成29年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

#### **議長（山田儀雄君）**

報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 筒井幹次君。

#### **建設課長（筒井幹次君）**

おはようございます。

それでは、諸般の報告のつづり9ページをお願いいたします。

報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告を差し上げます。

では初めに、21ページをお願いいたします。

平成29年度事業報告になります。

平成29年度事業報告のうち、1.概況、(1)総括事項としまして、平成29年度の土地開発公社の事業で新たな用地取得はありませんでした。また、平成29年度末現在で保有している土地もございません。

次に、2.会計、(1)重要契約の要旨でも、平成29年度におきまして、新たな用地取得契約はございませんでした。

では次に、決算書について報告を差し上げます。

少し戻っていただきまして、10 ページをお願いいたします。

平成 29 年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書になります。

初めに、収益的収入及び支出から報告を差し上げます。

12 ページ、13 ページのほうをお願いいたします。

見開きの表になっております。

1. 収益的収入及び支出の(1)収入からです。

平成 29 年度は、款 2 の事業外収益で、普通預金、定期預金の利息 7,902 円の収入のみとなりました。

次に、(2)支出です。

支出の部では、款 2 販売費及び一般管理費の目 1 人件費において、監査委員に対する報酬として 9,000 円を支出しております。

その下、目 2 経費では、節 1 の旅費で、理事会に出席をいただきました議員に対する費用弁償として 6,000 円を支出いたしました。

以上から、支出合計は 1 万 5,000 円となりました。

次に、14 ページ、15 ページのほうをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。

平成 29 年度におきましては、収入及び支出ともにございませんでした。

16 ページをお願いいたします。

損益計算書です。

先ほど、12、13 ページで説明を差し上げました収益的収入及び支出により、当年度は 7,098 円の当期純損失となりました。

次の 17 ページは、年度末時点の貸借対照表です。

表の左下、資産合計といたしまして、1,935 万 4,434 円の資産を保有しております。

18 ページのほうをお願いいたします。

18 ページは、年度末時点の財産目録、お隣 19 ページは、29 年度中のキャッシュフロー計算書になります。

次の 20 ページから 23 ページは、決算附属書類となりますので、お目通しのほどよろしくお願いをいたします。

次に、24 ページをお願いいたします。

監査意見書の写しになっております。

去る平成 30 年 4 月 25 日に、監事の永瀬俊一様と谷口鈴男様に決算監査を実施いただき、適切な処理をお認めいただいております。



以上、平成 29 年度御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

引き続き、平成 30 年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算について説明をさせていただきます。

26 ページをお願いいたします。

ここには、平成 30 年度御嵩町土地開発公社の事業計画基本方針を掲載してございます。

続いて、28 ページをお願いいたします。

平成 30 年度御嵩町土地開発公社事業計画になります。

本年度は、現時点におきまして、公有地の取得及び売却の予定はございません。

次の 29 ページからが予算書になります。

それでは、30 ページのほうをお願いいたします。

平成 30 年度御嵩町土地開発公社予算です。

第 1 条は、公社の予算を定める総則です。

第 2 条の収益的収入及び支出では、収入の第 1 款事業収益は見込んでおらず、第 2 款事業外収益において、受取利息 3,000 円の収入を予定するものでございます。また、支出では、第 1 款事業原価の支出は見込まず、第 2 款販売費及び一般管理費において、監事 2 名分の報酬と理事 3 名分の旅費 1 万 5,000 円、第 6 款予備費の 1 万円を合わせた支出合計 2 万 5,000 円を予定するものでございます。

なお、この収入と支出の差額 2 万 2,000 円の不足額は、前期繰越準備金で補填するものとしております。

次の第 3 条、資本的収入及び支出では、本年度現時点で、新たな公有地の取得及び売却の予定がございませんので、収入・支出ともに見込んでおりません。

次の 31 ページ、32 ページは、収益的収支及び資本的収支の予算明細書になっております。

次の 33 ページ以降は、平成 30 年度の資金計画と平成 30 年度の予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載しておりますので、お目通しのほどよろしく願いをいたします。

以上が報告第 6 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告となります。

#### **議長（山田儀雄君）**

報告第 7 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 可児英治君。

#### **農林課長（可児英治君）**

おはようございます。

それでは、報告第 7 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告についてを御説明



いたしますので、諸般の報告つづり 36 ページをお願いいたします。

町有地の信託に係る事務の処理状況を地方自治法第 243 条の 3 第 3 項の規定により御報告いたします。

37 ページをお願いいたします。

森林経営信託財産目録であります。

1. 資産の部ですが、信託森林は昨年度と同様、御嵩字北山地内の山林で、236 万 2,972 平方メートルです。信託預入金は 631 万 3,809 円となりました。

次の 2. 負債の部ですが、借入金、借入先はございません。

下の表は、次の 38 ページにかけて、信託森林の明細であり、昨年度と変更はございません。

39 ページをお願いいたします。

平成 29 年度森林経営信託事業実績であります。

面積は、森林簿による対象区域の 19.78 ヘクタールに対し、施業可能区域は 13.08 ヘクタール、実績も同じで、達成率は 100%でした。

材積は、対象区域内の 950 立方メートルに対し、実績は 2,669 立方メートルで、達成率は 281%でした。

作業道は、対象区域内の 2,354 メートルに対し、施業可能区域が 1,941 メートル、実績も同じで、達成率は 100%でした。

40 ページをお願いいたします。

平成 29 年度の森林経営信託収支報告書です。

金額の単位は円であります。

1. 収入の部ですが、補助金では、間伐及び作業道を合わせた 1,606 万 916 円、木材販売は、用材、合板、パルプを合わせた 3,424 万 9,516 円、その他を含め、計 5,068 万 7,818 円です。

次の 2. 支出の部ですが、主な支出として、表の 2 つ目の利用間伐費 3,026 万 8,160 円、次の作業道開設 1,077 万 9,480 円、3 つ飛ばして、手数料として、補助金申請や市場などに支払う手数料が合わせて 519 万 2,638 円、その他を含め、合計は 4,948 万 1,845 円です。

次の 3. 信託積立金ですが、先ほどの収入合計から支出合計を差し引いた額で、6 年度目の平成 29 年度は 120 万 5,973 円です。平成 24 年度から平成 29 年度までの積立金合計は 631 万 3,809 円です。

41 ページをお願いいたします。

平成 30 年度の森林経営信託事業計画であります。

間伐等の面積は 28.22 ヘクタール、材積は、用材、パルプで 1,311 立方メートル、作業道は 2,876 メートルを計画しています。

次に、平成 30 年度の森林経営信託予算です。

金額の単位は 1,000 円であります。

1. 収入の部ですが、補助金として、間伐及び作業道を合わせた 2,267 万 7,000 円、木材販売では、用材、パルプを合わせた 1,630 万 9,000 円、受取利息を含め、計 3,898 万 6,000 円となります。

次の 2. 支出の部ですが、主な支出として、表の 2 つ目の利用間伐費 1,518 万 1,000 円、次の作業道開設 1,724 万 6,000 円、3 つ飛ばして、手数料として、補助金申請や市場などの支払う手数料が合わせて 357 万 6,000 円、その他を含め、合計 3,898 万 6,000 円となります。

以上で、報告第 7 号 町有林の信託に係る事務の処理状況に関する報告についての説明を終わります。

---

### 議案の上程及び提案理由の説明

#### 議長（山田儀雄君）

日程第 4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました承認第 2 号から承認第 6 号までと議案第 25 号から議案第 35 号までの 16 件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件 16 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、承認関係について行います。

承認第 2 号、平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

#### 総務防災課長（須田和男君）

それでは、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの表紙をお開きいただき、1 ページをお願いします。

平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 31 日付で専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものでございます。

ピンク色の表紙の補正予算書の平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 7 号）のほうをお願いいたします。

表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に1億3,519万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億6,576万7,000円とする旨、規定しております。

第2項は、各款項ごとの補正額につきましては、2ページ及び3ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正による旨の規定でございます。

歳入についての御説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

本補正予算の歳入につきましては、款02 地方譲与税から、8ページの款11 交通安全対策特別交付金まで、全て平成29年度の国、もしくは県からの交付金の交付額確定に伴う増減でございます。国の経済対策の影響からか、利子割交付金や株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金など、景気や経済活動に影響を受ける交付金の増額や、地方交付税のうち、特別交付税の増額が主なものとなっております。

9ページの歳出をお願いします。

款02 総務費、項01 総務管理費の目15 諸費は、過誤納還付金において予算不足が生じたので、100万円の増額をしております。

目16 基金費は、歳入補正額から諸費に増額した100万円を差し引いた1億3,419万6,000円について、庁舎整備基金、ふるさとふれあい振興基金、福祉向上基金にそれぞれ積み立てるものでございます。

以上、承認第2号につきまして、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

承認第3号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 中村治彦君。

#### 税務課長（中村治彦君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

お手元の議案つづり2ページをお願いいたします。

御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付、専決第3号で専決処分を行いましたので御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

次の3ページから17ページに、専決処分を行いました御嵩町町税条例等の一部を改正する条例を示してございますが、別冊の資料つづりで御説明を申し上げますので、恐れ入りますが、

資料つづりの 1 ページ、2 ページをお願いいたします。

御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の概要をごらんください。

改正趣旨でございます。

平成 30 年税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、御嵩町町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、概要について説明させていただきます。

主な改正内容につきましては、概要 3 点御説明申し上げます。

まず 1 点目は、個人所得課税の見直しについてでございます。

こちらは、平成 33 年 1 月 1 日から施行されます。

働き方の多様化を踏まえまして、さまざまな形で働く人を応援するなどの観点から、個人所得課税の見直しを行います。具体的には、まず給与所得控除と公的年金等控除から基礎控除への振りかえを行います。給与所得控除、もしくは公的年金等控除の控除額を 10 万円引き下げて、どのような所得でも適用される基礎控除額を 10 万円引き上げます。一例としましては、給与収入が 162.5 万円以下の場合、給与所得控除額が従来の 65 万円から 55 万円と 10 万円マイナスとなるかわりに、基礎控除額の額が 33 万円から 43 万円と 10 万円プラスとなります。

次に、給与所得控除、公的年金等控除の適正化についてでございます。

給与所得者については、現行は、給与所得控除のもととなる給与収入の上限が 1,000 万円超となっていたものが 850 万円超に引き下げられまして、公的年金者については、現行では、年金収入の上限の設定がなかったものが新たに 1,000 万円超の上限設定が設けられることとなりました。高所得者に対する増税の措置となっております。

次に、高所得者に対する基礎控除の見直しについてですが、合計所得金額が 2,400 万円を超えますと、控除額が段階的に減額になり、2,500 万円を超えますと消失する仕組みとなっております。

大きな 2 点目につきましては、中小企業の設備投資の支援についてでございます。

大企業と中小企業との格差を埋めるため、中小企業の投資を後押しするための臨時、異例の措置としまして、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じます。

内容は以下の表となっております。

表の 1 段目、特例措置の内容ですが、償却資産に係る固定資産税の課税標準を、設備取得後 3 年間ゼロに軽減いたします。その下から、適用期間は平成 30 年度から 32 年度となります。

対象となる中小事業者等は、資本金額が 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事

業主等で、大企業の子会社は除かれます。そして、センター設備等導入計画の認定を受けた者となります。対象設備は、生産性向上に資する指標が旧モデル比で、年平均1%以上向上する下記の設備となっております。その他、生産、販売活動等の用に直接供されるもので、中古資産でないことが要件となっております。

続いて、見開き2ページをごらんください。

3点目に、たばこ税の見直しについてです。

これは、平成30年10月1日から施行となります。国及び地方のたばこ税の税率を平成30年10月1日から1本当たり1円（1箱当たり20円）ずつ、3回に分けて段階的に引き上げます。町税の税率は以下の表のとおりでございます。税率は1,000本当たり、現行5,262円、3年後、一番右端でございますが、平成33年10月1日は6,552円となります。

次に、加熱式たばこについて課税方式の見直しを実施いたします。

平成30年10月1日から5年間かけて、紙巻きたばこの7割から9割程度まで段階的に引き上げ、税額を紙巻きたばこに近づけていきます。

主要な改正内容は以上でございます。その他、地方税法改正に伴う町税条例の所要の改正、また表記の変更等、是正を行っております。

なお、施行日につきましては、一部の規定を除きまして、平成30年4月1日となっております。

改正の内容につきましては、以下、資料つづり3ページから43ページにかけて、新旧対照表を掲載しております。お目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、御審議賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。以上です。

#### 議長（山田儀雄君）

承認第4号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、承認第5号、御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、承認第6号、御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

#### 保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、御説明させていただきます。議案つづりの18ページをお願いいたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日、専決第4号で専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、資料つづりの資料にて説明いたします。

資料つづりの44ページをお開きください。

資料上段の改正趣旨であります。今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律による地方税法の改正及び、平成30年度税制改正大綱に基づき、地方税法施行令の一部を改正する政令による地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

資料2段目の概要をごらんください。

今回の改正内容としては3点ございます。

1点目は、国民健康保険制度改正に伴う各課税額の定義の変更であります。

2点目は、課税限度額の引き上げであります。

国民健康保険税の課税の区分については、医療分、後期高齢者支援分、介護分の3区分がございますが、今回、このうちの医療分について、現行「54万円」を「58万円」に引き上げる改正を行います。

3点目は、低所得者に対する軽減の算定における基準額の引き上げです。

国民健康保険税において、一定の所得に満たない世帯については、所得の段階に応じて7割・5割・2割の軽減措置がとられていますが、このうち、5割・2割軽減の算定における基準額が引き上げられるものです。5割軽減については、現行では「27万円」であるものを「27万5,000円」に、2割軽減については、現行では「49万円」であるものと「50万円」とするものです。

次に、施行日は平成30年4月1日からで、平成30年度課税分から適用になります。

資料つづりの46ページから新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、承認第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。議案つづりの21ページをお願いします。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定



により、平成30年3月31日、専決第5号で専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、資料つづりの資料にて説明いたします。

資料つづりの51ページをお開きください。

資料上段の改正趣旨であります。今回の改正は、介護保険制度改正に伴い、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係する3つの条例の一部改正をまとめて行うものであります。

資料2段目の概要をごらんください。

第1条といたしまして、御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正です。

指定介護予防とは、要支援の方の介護予防サービス計画を作成することであり、支援事業所としては、御嵩町地域包括支援センター及び御嵩町地域包括支援センターと委託契約を締結した居宅介護支援事業所になります。主な改正点は、障害福祉サービスとの連携、入院時における医療機関との連携、介護予防サービス計画作成に係るサービス担当者会議に、利用者及びその家族の参加を基本とするなどであり、

第2条といたしまして、御嵩町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正です。

主な改正点は、訪問介護看護では、オペレーターの基準の見直し、地域との連携について、通所系では、障害者福祉制度の指定を受けた事業所は、共生型通所介護の指定を受けられる基準の設定、事業所の定員数の見直し、複合型では、サテライト型事業所及び設備の基準を設定しています。また、共通改正といたしまして、協力機関等に介護医療院の追加、身体的拘束等の適正化などであり、

第3条といたしまして、御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正です。

主な改正点は、協力機関等に介護医療院の追加、身体的拘束等の適正化などであり、

次に、施行日は平成30年4月1日からであります。

資料つづりの54ページから新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、承認第5号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

議案つづりの33ページをお願いいたします。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、御嵩町指定地域密着型サービス事業者



等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 31 日、専決第 6 号で専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、資料つづりの資料にて説明いたします。

資料つづりの 97 ページをお開きください。

資料上段の改正趣旨であります。今回の改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令第 1 条の規定により、介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴うものであります。

資料 2 段目の概要をごらんください。

主な改正点は、看護小規模多機能型居宅介護の指定に関する基準の緩和であります。従来、法人のみが申請者の資格を有していた指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して、その基準が緩和され、医療法の許可を受けて診療所を開設している者も申請者の資格を有することができることになりました。

次に、施行日は平成 30 年 4 月 1 日からであります。

資料つづりの 98 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、承認第 6 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

#### 議長（山田儀雄君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 10 時 25 分といたします。

午前 10 時 08 分 休憩

---

午前 10 時 25 分 再開

#### 議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

次に、人事関係に入ります。

議案第 25 号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

#### 副町長（寺本公行君）

それでは、議案第 25 号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて説明いたします。

議案つづり 35 ページをお願いいたします。

代表監査委員の永瀬俊一さんが今月 6 月 16 日付で任期満了となります。本人からの申し出

もあり、今期をもって勇退されることとなりました。永瀬監査委員は、代表監査委員として、平成 18 年 6 月 17 日から通算 3 期、12 年の長きにわたり御嵩町の財務管理、事業の経営管理など、行政運営全般に関し、私たち職員に多くの御指摘、御指導をいただきました。この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

後任の監査委員として、安藤雅博さん、昭和 24 年 9 月 24 日生まれ、住所は、御嵩町中 2220 番地 3 であります。

資料つづり 99 ページ掲載の履歴書にもありますように、長年、金融機関に勤務されていることから、その経験と実績を生かし、公平公正な監査を行っていただく上で、まさに適任者と考えております。よって、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

なお、任期につきましては、平成 30 年 6 月 17 日から 4 年間であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **議長（山田儀雄君）**

次に、補正予算、条例などに入ります。

議案第 26 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について、議案第 31 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 33 号 財産の取得について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

#### **総務防災課長（須田和男君）**

それでは、議案第 26 号、第 31 号、第 33 号の 3 議案、続けて御説明申し上げます。

初めに、議案第 26 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について御説明をいたします。

補正予算書つづり、ピンク色の平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

第 1 条第 1 項におきまして、歳入歳出予算の総額に 3,424 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 91 億 4,624 万 4,000 円とする旨、規定しております。各款項ごとの補正額につきましては、2 ページ及び 3 ページに掲載の第 1 表 歳入歳出予算補正によります。

5 ページをお開きください。

事項別明細書の歳入から御説明させていただきます。

款 15 県支出金、項 02 県補助金、目 01 総務費県補助金は、特定空き家を略式代執行した場合に対象となる空家除却費支援事業費補助金として、補助対象事業費の 3 分の 1、補助制度の上限額 100 万円を新たに追加。

目 04 農林水産業費県補助金は、補助内示額をいただいた県単林道改良事業補助金 73 万 5,000 円を増額。

目 05 商工費県補助金は、観光振興に資するための関ヶ原古戦場広域観光環境整備事業費補助金 150 万円の追加です。

同じく県支出金の項 03 委託金の目 05 消防費委託金は、町長の冒頭の挨拶にもありましたが、文部科学省の新たな取り組みである学校安全総合支援事業委託金として 140 万 1,000 円を追加。

目 06 教育費委託金につきましても、挨拶で触れていただきましたが、ふるさと魅力体験事業委託金 163 万円と、学校カリキュラム・マネジメント充実事業委託金 50 万円を新たに追加しております。

款 18 繰入金、項 01 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整のため、761 万 5,000 円の繰り入れ増。

目 03 ふるさとふれあい振興基金繰入金は、286 万 3,000 円の増額をお願いします。歳出でも触れますが、ふるさと創生事業補助金の増額により、歳出と同額を繰り入れ増としております。

6 ページ、款 20 諸収入の目 05 雑入で、1,700 万円の増額を見込んでおります。全て一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金で、節 01 総務費雑入では、西田自治会集会所建設に対する助成金 1,180 万円を、節 07 消防費雑入では、消防、防災に係る 3 つの事業について採択を受けましたので、合わせて 520 万円を追加しております。

7 ページからは、歳出になります。

款 02 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費は、以前から危険な空き家として御指摘を受けております中山道沿いの特例空き家につきましても、代執行の要件が整いつつあることから、迅速な対応がとれるよう、あらかじめ予算措置をさせていただくもので、解体工事費として 730 万円を計上させていただいております。

目 08 まちづくり推進費は、地域づくり施設整備助成の申請が件数、金額とも、当初の見込みより上回ったことから、既決予算額との差額となる 286 万 3,000 円の増額をお願いするものです。

目 14 自治振興費は、西田集会所建設について 1,180 万円のコミュニティ助成金収入が見込めましたので、当初予算で計上していた 500 万円との差額 680 万円と、新たに青木自治会から集会所改修に伴う補助申請のお話をいただいておりますので、概算事業費 200 万円の 4 分の 1 に当たる 50 万円の支出を見込み、合わせて 730 万円を増額しております。

款 06 農林水産業費の目 04 治山林道費は、林道栢森線の路肩が崩落したため、復旧工事のための測量設計委託料 158 万 8,000 円を追加、また県補助の内示により、節 15 工事請負費を

146万6,000円増額しますが、当初予定していた林道谷山線の改修から、路肩崩落した林道栢森線の復旧工事に変更し、施行させていただきます。

款07 商工費の目03 観光費は、節11 需用費で13万円増額しております。これは、「半分、青い。」活用推進部会の活動の中で、御嵩町をPRするための観光パンフを増刷する印刷代でございます。

節13 委託料は、県補助の内示を受け、本年度も可児才蔵魅力発見事業として、講演会や体験型広域連携イベント等の開催に当たり、業務委託料150万円を追加。

節19 負担金、補助及び交付金は、ひがしみの歴史街道協議会に「半分、青い。」活用推進部会が設立されたことによる正会員加入負担金として30万円を追加しております。

8ページ、款09 消防費、目01 非常備消防費は、第3分団に配備する小型動力ポンプ購入費185万4,000円の追加です。財源内訳欄、その他の100万円はコミュニティ助成金の内示額でございます。

目04 防災費は、全体で512万4,000円の増額です。

節08 報償費、節09 旅費、11の需用費、1つ飛んで節14 使用料及び賃借料は、町長の挨拶で御説明したとおり、幼稚園、小・中学校、高等学校向けの安全教育、安全学習を行う学校安全総合支援事業に係る予算で、合わせて140万1,000円を追加しております。

なお、高校生向け防災リーダー育成事業を学校安全総合支援事業として実施する関係で、当初予算において、節13 委託料に計上していた47万7,000円の事業費は減額しております。

委託料の2つ目、防災行政無線配信アプリ作成業務委託料として300万円を追加しています。これも、コミュニティ助成事業の採択を受け実施するもので、防災行政無線で放送した内容をスマートフォンでいつでもどこでも聞き直すことができ、また日本語、英語、中国語に文字化して表示できるアプリを作成し、無償で配信するもので、放送を聞き逃した方や難聴の方、外国人に対するサービス向上につながるものと期待しております。防災行政無線から直接配信するアプリを提供している自治体は全国的にも珍しく、少なくとも中部地方では初のサービス提供になると聞いております。

節18、防災用備品購入費は、現在、防災アカデミーを受講した防災リーダーで組織する御嵩町防災リーダー会の活動の活性化を図りつつあるところですが、防災リーダーみずからが自治会等で防災訓練や救命講習などが行えるよう、心肺蘇生マネキンや訓練用のAED、炊き出し用のはそりなどの購入費として120万円を増額するもので、こちらもコミュニティ助成事業の10分の10の採択を受けて行うものでございます。

款10 教育費、項01 教育総務費、目02 事務局費は、伏見小学校と上之郷中学校で、新たに学校運営協議会を設置するため、節01 報酬において、学校評議員報酬を10万8,000円減額し、

学校運営協議会委員報酬を14万4,000円増額させていただくものです。

同じく教育費の項02小学校費の目01学校管理費は、御嵩小学校体育館での漏水に対応するため、消火栓用配水管のバイパス工事を行うための工事請負費216万円を増額。

目02教育振興費の節12役務費6万円の増額と、次のページ、節14使用料及び賃借料157万円の増額は、こちらも町長の挨拶の中で御説明したとおり、ふるさと岐阜への誇り、愛着を育むための県委託事業、ふるさと魅力体験事業に係るバス借り上げ料や施設入場料などの経費を追加しております。

最後、教育費の項03中学校費、目01学校管理費、節11需用費は、上之郷中学校の浄化槽のブロワーが故障したため、取りかえ修繕料に49万3,000円を増額しております。

目02教育振興費は、こちらも県の委託事業、学校カリキュラム・マネジメント充実事業に要する講師への謝礼や研究成果の印刷製本費など、合わせて50万円を追加しております。

10ページには、学校運営協議会委員等の報酬を補正しましたので、給与費明細書の数値、金額の補正をしております。後ほどのお目通しをお願いし、平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議案第31号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

改正分は議案つづり42ページでございますが、資料にて説明をさせていただきますので、資料つづりの110ページをあわせてお開きいただきたいと思います。

今回の改正は、改正の趣旨にありますとおり、公営住宅法の改正を受け、公営住宅法施行令及び同法施行規則が改正されたことにより、条文中の引用条項を整理させていただくものと、法律に規定のない町独自の入居要件を緩和するための改正でございます。

概要1点目、町営住宅の入居資格を規定する条例第20条には、第1項第1号で、高齢者、障害者を除き、単身者の入居を制限しておりますが、この第1号を削除し、単身での入居も可能とする改正で、入居要件を緩和することにより、入居申込者の増加を図ることを目的としたものでございます。

なお、第1号を削除しますので、第2号を第1号とし、以下、1号ずつ繰り上げております。

2点目3点目は、政令、規則の改正により、条文中の引用条項に条ずれが生じたので、これを整理するもので、条例第29条第2項中に引用している公営住宅法施行規則「第8条」を「第7条」に改め、条例第53条、第54条中で引用している公営住宅法施行令「第11条」を「第12条」にそれぞれ改めるものでございます。

附則におきまして、この改正条例は公布の日から施行する旨、規定しております。

次のページ、111ページ以降、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお

願いいたします。

以上で、議案第 31 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 33 号 財産の取得について御説明いたします。

議案つづりの 44 ページをお願いいたします。

物品を取得するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する物品は、本庁舎 2 階、電話交換室内に設置する電話交換機です。

取得の方法は、指名競争入札。

取得金額は 820 万 8,000 円。

取得の相手方は、岐阜県可児市広見二丁目 60 番地、中央電子光学株式会社廣見支店、支店長 西部祐次でございます。

現在の電話交換機は、一般的な耐用年数が 7 年と言われているところを、前回の機器更新から 15 年が経過していることから、経年劣化による部品交換をしようにも調達がままならず、長時間停電などによるシステムダウンを機として、外部から役場への通話、役場から外部への発信ができなくなるおそれもある状況の中で運用をしております。

一たび電話事故が発生すれば、町民を初め外部との連絡手段が閉ざされ、業務にも大きな支障が出ることから、このほど更新をするものでございます。また、各課、各係に備えつけの子機の故障も増加しつつあることから、あわせて一部の古い子機の更新も行うこととしております。

資料つづりの 116 ページから 118 ページにかけて、売買契約書の写し、入札執行結果公表一覧表、購入する電話交換機の機器の詳細をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、議案第 26 号、第 31 号、第 33 号の 3 議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### **議長（山田儀雄君）**

議案第 27 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

#### **上下水道課長（鍵谷和宏君）**

議案第 27 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）について御説明をいたします。



補正予算つづりの緑色の表紙、平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

本補正予算は、平成 29 年度からの繰り越し事業である上之郷地区面整備（第 2 工区）工事の施工に当たり、新たに下水道管路を国道に付設するための占用協議を実施したところ、既存の情報ボックスとの近接区間において、占用条件を満たして施行することができないことがわかったため、施行路線を町道へ変更する修正設計の必要が生じたことから、平成 30 年度予算において設計委託料を新たに追加補正し、工事請負費及び予備費を減額補正させていただくものです。

なお、予算の総額に変更はございません。

1 枚おめくりいただいて、平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるとしまして、第 1 条、歳出予算の各款項ごとの補正額につきましては、2 ページ掲載の第 1 表 歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、3 ページをお願いします。

2. 歳出でございます。

款 01 下水道事業費、項 02 下水道施設費、目 01 下水道建設費の節 13 委託料を 500 万円追加し、節 15 工事請負費を 300 万円減額、款 04 予備費を 200 万円減額とするものでございます。

以上で、議案第 27 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）について、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 28 号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 29 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

民生部長 加藤暢彦君。

#### 民生部長（加藤暢彦君）

それでは、2 議案続けて御説明を申し上げます。

初めに、議案第 28 号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案つづりは 37 ページとなりますが、資料のほうで御説明をさせていただきますので、資料つづりの 100 ページをお願いいたします。

今回の改正は、保育所を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者による管理を行わせることができるようにするための条例改正でございます。



その下、概要になりますが、今回の改正は、全8条で規定されている条例に、指定管理者による管理を行わせることができる旨の規定や指定の手續に関する規定など、12条を第7条の次に追加し、第8条を20条とするというものでございます。

追加する条の概要につきましては、下記の表のとおりとなりますが、保育所を指定管理にするに当たりまして、保育所特有の条について重立ったものを御説明させていただきます。

表の上から2つ目、第9条でございます。

指定管理者が行う業務を規定しております。

保育所の運営に関することなど、4種類の業務を行ってまいります。

その下、第10条は、指定の手續、指定の基準について規定をしております。

住民の平等な利用を確保することができることなど、5つの基準を定め、これらの基準を満たしている事業者を指定いたします。

1つ飛びまして、第12条でございますが、指定管理者業務の管理の基準を規定しています。関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理、運営を行うことなど、4つの基準を設けて業務を管理していきます。

続きまして、次のページ101ページをお願いいたします。

施行日は公布の日としております。

102ページから105ページまでの新旧対照表につきましては、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案つづりは40ページでございますけれども、こちら資料で御説明させていただきます。資料つづりの106ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正されたことに伴うものでございます。

改正の概要といたしましては、引用法令の改正に伴いまして、第15条第1項第2号中の「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものでございます。

施行日は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

次のページ、107ページの新旧対照表につきましては、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上、議案第28号、29号、2議案についての御説明をさせていただきました。御審議のほ

どよろしく願いをいたします。

**議長（山田儀雄君）**

議案第 30 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

**保険長寿課長（日比野伸二君）**

それでは、議案第 30 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 41 ページ、資料つづりは 108 ページでございます。

内容につきましては、資料つづりで説明いたしますので、資料つづりの 108 ページをごらんください。

資料上段の改正趣旨をごらんください。

今回の改正は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が平成 30 年 8 月 1 日から施行されることに伴い、御嵩町介護保険条例の一部を改正するものであります。

資料 2 段目の概要をごらんください。

改正点は、介護保険料の段階の判定に関する所得指標の見直しで、2 点ございます。

第 1 点は、介護保険料の段階の判定に、現行の合計所得から長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いる。

第 2 点目は、年金収入のみの場合、現行の公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えた額から、年金収入に係る所得を控除した額を用いる。以上、2 点でございます。

施行は、平成 30 年 8 月 1 日からとなります。

資料 109 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しいたいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第 30 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

**議長（山田儀雄君）**

議案第 32 号 工事請負契約の一部変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 大鋸敏男君。

**亜炭鉱廃坑対策室長（大鋸敏男君）**

それでは、議案第 32 号 工事請負契約の一部変更について説明させていただきます。

お手元の議案つづり 43 ページをお願いいたします。

平成 29 年、御嵩町議会第 3 回臨時会、議案第 63 号で議決された工事請負契約の一部を次の

とおり変更するために議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成 29 年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業、第 1 期①防災工事でございます。

契約の金額 5 億 8,320 万円を 5 億 412 万 9,960 円に変更するものでございます。

変更理由は、工事変更等による減額でございます。

契約の相手方は、飛島・本州緑化特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社本州緑化建設です。

資料につきましては、お手元の資料つづりの 113 ページ、114 ページに工事請負仮変更契約書の写しを添付しておりますのでお目通しください。

1 枚めくっていただきまして、115 ページをお開きください。

工事実施箇所を記載した図面を添付しております。

工事対象区域の変更はございません。

工事概要としまして、端部充填工の充填量が 3,873 立方メートルから 4,149 立方メートルに増加しましたが、中詰充填工の充填量が 1 万 2,932 立方メートルから 6,413 立方メートルに減少となりました。それに伴いまして、充填孔も 135 カ所から 127 カ所に減少となりました。充填プラント設備の変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 34 号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 山田徹君。

#### 教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

それでは、議案第 34 号 財産の取得について御説明いたします。

議案つづりの 45 ページをお開きください。

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する物品は、町内の 3 中学校のパソコン教室用パソコンであります。

取得の方法は、指名競争入札、取得金額は 2,160 万円です。

取得の相手方は、岐阜県可児市羽崎 495 番地 1、中部事務機株式会社東濃支店、代表取締役辻慶一であります。

続きまして、資料つづり 119 ページをお願いいたします。

ここでは、売買仮契約書、そして 120 ページには閲覧用の入札執行結果公表一覧表、また 121 ページには、各学校別の内訳概要を掲載しております。

今回の更新は、平成 21 年に購入したものを更新するもので、先生機、生徒機、3 中学校合わせて合計で 97 個を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第 34 号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 35 号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 小木曾昌文君。

#### 企画課長（小木曾昌文君）

議案第 35 号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづり（その 2）、1 ページをお開きください。

この条例は、企業の本社機能を誘致し、経済波及効果の拡大を図るため、御嵩町が行う固定資産税の不均一課税の実施における期間と税率、手続を整えたものであります。

改正します条例につきましては、資料にて説明いたしますので、資料つづり（その 2）、1 ページをお開きください。

この制度は、地域再生法に基づいて、岐阜県が主体となり、可児市や御嵩町を含んだ東濃地域の市町が共同で地域再生計画を策定しております。それぞれの条例により、本社機能を移転、または拡充した事業者に対して、申請に基づき固定資産税の不均一課税を行うものであります。そして、この減収分は、地域再生法の規定に基づき、国から補填措置されております。

今回、東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転の加速化を図るため、地域再生法が改正され、減収補填措置の適用期限を 2 年間延長し、平成 32 年 3 月 31 日までとなりましたので、これに合わせた改正と、固定資産の不均一課税のほか、課税免除を行った場合にも減収補填措置の対象となったため、必要な条例改正を行うものであります。

概要といたしまして、①固定資産税の課税免除の対象事業者として、特定業務施設、これは本社機能をいまして、調査・企画部門、研究開発部門、国際事業部門などを有する事業所や研究所などの事業所を指しますが、この集積の程度が著しく高い地域、東京 23 区から移転して整備する事業者を対象とし、課税免除を 3 年間行うものであります。

②といたしまして、固定資産税不均一課税の対象事業者として、こちらは期間延長のみで内容は改正しておりませんが、特定業務施設、つまり本社機能を拡充して整備する事業者を対象として、不均一課税を段階的に 3 年間行うものであります。

なお、①や②にあります地方活力向上地域とは、地域再生計画にて規定しておりますが、御

嵩町では都市計画法の用途地域のうち、工業専用地域、準工業地域、近隣商業地域とグリーンテクノみたけ、工業団地地域を指しておりますが、これまでにこの条例による不均一課税をした事業者はございませんが、今後も引き続き誘致活動を行ってまいります。その他として、法改正に合わせた字句の改正を行っております。

資料つづり 2 ページから 4 ページでは、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

議案つづり（その 2）、2 ページをお願いいたします。

附則といたしまして、改正する条例の施行期日は、条例の公布の日として、地域再生法の一部を改正する法律の公布の日から適用することとしております。

これで、議案第 35 号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（山田儀雄君）**

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 11 時 20 分といたします。

午前 11 時 06 分 休憩

---

午前 11 時 20 分 再開

**議長（山田儀雄君）**

休憩を解いて再開をいたします。

---

### 議案の審議及び採決

**議長（山田儀雄君）**

日程第 5、議案の審議及び採決を行います。

議案第 25 号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 25 号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 25 号は原案のとおり同意されました。

---

### 散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月13日午前9時より開会しますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前 11 時 22 分 散会



上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長           山    田    儀    雄

署 名 議 員           柳    生    千    明

署 名 議 員           加    藤    保    郎